

# 農業用施設のための転用届出書

平成 年 月 日

高梁市農業委員会会長 殿

届出者 住 所

氏 名 印

(電話番号 )

下記のとおり農地法施行規則第32条第1号の規定による農地の転用をしたいので、届け出ます。

## 1 転用する土地の所在、面積等

土地の表示			地 目		面積 (m <sup>2</sup> )	耕作者氏名	備 考
大字	字	地番	台帳	現況			

## 2 転用目的

## 3 施設の概要

### (添付書類)

- ① 位置図及び切絵図 (公図)
- ② 土地登記事項証明書 (全部事項証明書)
- ③ 土地利用計画図

## ◎ 農業用施設を設置するには

### 1 農業用施設を設置するには転用届出が必要

農地を転用する場合は、農地転用許可を受けなければなりません。一定の農業用施設を設置する場合は許可は不要となります。ただし、あらかじめ転用届出が必要です。

### 2 転用許可が不要となる農業用施設の要件

農地転用許可が不要となる農業用施設は次の要件を満たすものです。なお、これに該当しない農業用施設を設置する場合は、農地転用許可を受ける必要があります。

- ① 自らの耕作に供する他の農地の保全若しくは利用の増進ために転用する場合（農道、農業用排水路など）
- ② 200 m<sup>2</sup>未満の農地をその者の農作物の育成若しくは養蓄の事業のための農業用施設として転用する場合（農業用倉庫、畜舎など）

### 3 届出の方法等

農業用施設の設置届出は、高梁市農業委員会会長に行います。届出書は農業委員会事務局及び各地域局に備えています。

なお、届出に必要な添付書類は次のとおりです。

- ① 届出地の位置図
- ② 届出地の切絵図（公図）
- ③ 届出地の土地登記事項証明書（全部事項証明書）
- ④ 土地利用計画図（農業用倉庫の場合は、配置図及び平面図）

### 4 届出の受付等

届出の受付は随時行っています。届出書等の記載内容が不備の場合は受理できない場合がありますので、事前にご相談ください。

なお、届出書の提出部数は1部です。